



宮 崎 県 公 報

平成26年3月17日(月曜日)号外 第4号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する 条例……………	(行政経営課) 2
○宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例……	(財政課) 2
○宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を	

頁

改正する条例……………	(福祉保健課) 3
○宮崎県水源地域保全条例……………	(環境森林課) 3
○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一 部を改正する条例……………	(山村・木材振興課) 5
○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一 部を改正する条例……………	(労働政策課) 5
○宮崎県農業構造改革支援基金条例……………	(地域農業推進課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (条例第1号)

1 改正の理由及び主な内容

公益法人等のより効率的・効果的な指導・監督を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例 (条例第2号)

1 制定の理由及び主な内容

平成25年1月11日の閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づいて追加された公共投資を円滑に実施し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (条例第3号)

1 改正の理由及び主な内容

自殺対策の一層の強化を図るため、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長するための改正を行うとともに、基金事業の執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額を国へ返還するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県水源地域保全条例 (条例第4号)

1 制定の理由及び主な内容

水の供給源としての水源地域を保全するため、水源地域内の土地取引に係る事前届出制度の創設等を内容とする条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例 (条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金(復興木材安定供給等対策)の執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額を国へ返還するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

1 改正の理由及び主な内容

地域の实情に応じた多様な「人づくり」を通じて雇用の拡大や処遇の改善に向けた取組を推進する「地域人づくり事業」の実施に伴い、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を延長するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県農業構造改革支援基金条例（条例第 7 号）

1 制定の理由及び主な内容

農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上とともに、農業構造の改革を進めるため、宮崎県農業構造改革支援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県公益認定等審議会条例（平成20年宮崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>公益法人及び移行法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第 123条第 1 項に規定する移行法人をいう。）を所管する部局において処理し、総務部において総括する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例をここに公布する。

平成26年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 2 号

宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例

(設置)

第 1 条 平成25年 1 月11日の閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づいて追加された公共投資を円滑に実施し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替

えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 3 号

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年宮崎県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 基金は、平成25年度に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要が生じたときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県水源地域保全条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 4 号

宮崎県水源地域保全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域が持つ水源の涵養の機能（以下「水源涵養機能」という。）の維持に寄与することを目的とする。

）の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「水源地域」とは、第 9 条第 1 項の規定により知事が指定した地域をいう。

- 2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（第10条第 1 項並びに第13条第 2 項及び第 3 項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、水源地域の水源涵養機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、水源地域の保全に関する施策を推進するものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 5 条 土地所有者等は、水源地域が水源涵養機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第 6 条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第 7 条 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは

、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（相談、助言等）

第 8 条 知事は、水源地域の保全を図るため、土地所有者等からの相談に応ずるとともに、必要な助言、指導及び情報の提供を行うものとする。

（水源地域の指定）

第 9 条 知事は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるもの（国有地を除く。）を水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、水源地域の指定の案を当該告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。

6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第 2 項から前項までの規定は、水源地域の指定の変更又は解除について準用する。

（土地の所有権等の移転等の届出）

第 10 条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第 2 項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の 6 週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（1）土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

（3）土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

（4）土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的

（5）土地売買等の契約を締結しようとする年月日

（6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（市町村長への通知等）

第 11 条 知事は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

（報告の徴収、立入調査等）

第 12 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者（次条第 1 項及び第 2 項において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）

第 13 条 知事は、第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第 1 項の届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

（勧告）

第 14 条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（2）第 12 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者(公表)

第15条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。(水源地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第16条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村の長その他の者に対して、水源地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第17条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して6週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例(平成21年宮崎県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 [略]	附 則 2 [略] 3 基金は、平成25年度から平成27年度までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成21年宮崎県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県条例第 7 号

宮崎県農業構造改革支援基金条例

（設置）

第 1 条 農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上とともに、農業構造の改革を進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。